

○奈良女子大学学術情報センター資料特別利用規程

(平成 26 年 5 月 21 日規程第 8 号)

改正 令和元年 9 月 18 日規程第 37 号

奈良女子大学学術情報センター資料特別利用規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、奈良女子大学学術情報センター（以下「学術情報センター」という。）が所蔵する資料（マイクロフィルムを含む。）及びそのデジタルデータ（以下「資料」という。）の特別利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において「特別利用」とは、資料に関する次に掲げる行為をいう。

- 一 写真原板等：デジタルデータおよびマイクロフィルム等を使用すること。
- 二 写真撮影等：写真，映画，ビデオ，テレビジョンの撮影を行い，使用すること。

(特別利用の申請)

第 3 条 特別利用を希望する者は、学術情報センター長（以下「センター長」という。）に資料特別利用許可願（様式 1）を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 特別利用を希望するものは、申請にあたって、当該資料に、寄託者、著作権者、所有者等があるものについては、当該権者の同意を得ていることを示す書面を資料特別利用願に添付しなければならない。

(特別利用の許可)

第 4 条 前条の許可は、資料特別利用許可書（様式 2）を交付して行う。

(特別利用の条件)

第 5 条 センター長は、前条の許可を行う場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 資料を掲載し、又は収録等する場合は、奈良女子大学学術情報センター所蔵の旨を明記すること。
- 二 資料を掲載したものを刊行物として発行したときは、当該刊行物 1 部を学術情報センターに寄贈すること。
- 三 資料を撮影した場合は、その原フィルムまたはデジタルデータを学術情報センターに寄贈すること。
- 四 資料の特別利用で生成したデータ等を無断で改変しないこと。
- 五 許可された目的以外の目的に使用しないこと。許可された目的以外の目的に使用したことにより、損害を与えたときは、当該損害の額に相当する金額を弁償すること。
- 六 資料を損傷したときは、原状に回復し、又は当該損害の額に相当する金額を弁償すること。
- 七 資料の特別利用に際しては、学術情報センターの職員の指示に従うこと。

- 2 センター長は、前項各号に掲げる条件のほか、必要と認める条件を付することができる。

(特別利用の制限)

第 6 条 センター長は、第 3 条の許可の申請があった場合に、その申請が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は許可しない。

- 一 資料の保存に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- 二 個人情報等を好ましくない用途に利用するとき。
- 三 著作権，所有権，肖像権その他これに類するものを侵害するおそれがあるとき。
- 四 学術情報センターの事務処理に支障が生ずると認められるとき。
- 五 その他，特別利用を許可することが適当でないとき。

(利用料)

第7条 第4条の規定により許可を受けた者（以下「利用者」という。）は，利用の際に本学が定める方法により，利用料を納付しなければならない。

2 利用料の額は，別表（料金表）により算出した額とする。

(利用料の返還)

第8条 既納の利用料は，返還しない。ただし，学術情報センターの都合により第4条の特別利用の許可を変更し，又は取消した場合は，その全部又は一部を返還することができる。

(利用料の免除)

第9条 第7条第1項の規定にかかわらず，資料特別利用許可願の内容が，次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は，利用料の納付を免除することができる。

- 一 国，地方公共団体，国立大学法人又は独立行政法人が行う学術研究又は教育に係る事業の用途に供することを目的とする場合
- 二 営利を目的としない学術研究又は教育に係る事業の用途に供することを目的とする場合
- 三 公共性のある報道機関の事業で本学の広報普及に役立つと認められる場合
- 四 その他センター長が適当と認める場合

(特別費用の負担)

第10条 資料の特別利用に際し特別な費用が発生する場合は，利用者が当該費用を負担するものとする。

(損害弁償)

第11条 利用者は，資料を損傷した場合は，その損害を弁償しなければならない。ただし，センター長がやむを得ない事情があると認めた場合は，この限りでない。

附 則

この規程は，平成26年5月21日から施行する。

附 則

この規程は，令和元年10月1日から施行する。

別表（料金表）

特別利用の区分	利用料
写真原板等： デジタルデータおよびマイクロフィルム等を使用すること。	1点につき 50マ（カット）まで 3,300円 50マ（カット）を越える場合は 50マ（カット）ごとに 1,650円
写真撮影等： 写真，映画，ビデオ，テレビジョンの撮影	1点につき 50マ（カット）まで 4,400円

を行い、使用すること。

50 コマ (カット) を越える場合は
50 コマ (カット) ごとに 2,200 円

資料特別利用許可願

奈良女子大学学術情報センター長 殿

申請者
住所
機関名
代表者名 印

奈良女子大学学術情報センター資料特別利用規程に基づき、下記のとおり申請しますので、許可をお願いいたします。

記

1. 資料の名称及び利用箇所
2. 特別利用の区分（必要区分に○印）
(1) 写真原板等 (2) 写真撮影等
3. 利用目的
(刊行物等に掲載の場合)
出版物等の名称：
発行日・発行部数・掲載及び発行頁数・本体価格等：
(展示等に使用の場合)
展覧会等の名称：
展示場所・展示期間等：
(放送等の場合)
放送番組名：
放送日時：
4. 連絡先
所属： 電話：
担当者名： E-mail：
5. 利用料の請求先（上記申請者と異なる場合に記入）
6. 備考

殿

奈良女子大学学術情報センター長

資料特別利用許可書

令和 年 月 日付けで申請のありました特別利用につきましては、下記により許可します。

記

1. 資料の名称及び利用箇所
2. 特別利用の区分
(1) 写真原板等 (2) 写真撮影等
3. 利用目的
4. 許可の条件
 - (1) 資料を掲載し、又は収録等する場合は、奈良女子大学学術情報センター所蔵の旨を明記すること。
 - (2) 資料を掲載したものを刊行物として発行したときは、当該刊行物1部を学術情報センターに寄贈すること。
 - (3) 資料を撮影した場合は、その原フィルムまたはデジタルデータを学術情報センターに寄贈すること。
 - (4) 資料の特別利用で生成したデータ等を無断で改変しないこと。
 - (5) 許可された目的以外の目的に使用しないこと。許可された目的以外の目的に使用したことにより、損害を与えたときは、当該損害の額に相当する金額を弁償すること。
 - (6) 資料を損傷したときは、原状に回復し、又は当該損害の額に相当する金額を弁償すること。
 - (7) 資料の特別利用に際しては、学術情報センターの職員の指示に従うこと。
5. 利用料の区分
 - ①利用料免除
 - ②利用料 _____ 円

上記料金を別紙請求書により指定銀行口座にお振り込みください。